

2026年3月31日

各位

能美防災株式会社
代表取締役社長 長谷川 雅弘

「能美防災人権方針」の策定および人権デュー・ディリジェンスの実施について

当社は、このたび、企業として人権尊重を推進するための基本的な考え方と取り組み姿勢を明確にした「能美防災人権方針」を策定しました。

あわせて、同方針に基づく人権デュー・ディリジェンスの取り組みとして、当社のビジネス上の関係における人権への負の影響（人権リスク）を特定・評価するプロセスを実施しましたので、お知らせいたします。

人権尊重は企業の社会的責任（CSR）およびサステナビリティ経営の重要な柱のひとつであり、今後も当社は、事業活動に関わるすべての人々の人権が尊重される環境づくりに継続して取り組んでまいります。

記

■能美防災における人権尊重の取り組みについて

1. 能美防災人権方針

能美防災は、人々の安全・安心を支える事業を展開する企業として、これまでも人権尊重の取り組みを実践してきました。当社の人権尊重に対する考え方を改めて明確化し、企業としての責務を果たすための指針として、2026年3月に「能美防災人権方針」を策定しました。なお、本方針は、当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。

[<能美防災人権方針>](#)

2. 推進体制

当社では、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会にて、「能美防災人権方針」に基づき、人権尊重に関する各種取り組みを実施しています。取り組みの内容や決定事項については、取締役会に報告されます。

3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

当社は、人権への負の影響を最小化するため、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施することで、負の影響の原因の特定および防止・軽減に努めています。

2025年度は、能美防災株式会社単体を対象とした人権課題に対する評価を実施し、当社として優先的に対応していく重要人権課題を特定しました。

今後は、各重要人権課題に対する取り組みの強化を行っていくほか、人権デュー・ディリジェンスの対象を国内外グループ会社やお取引先様へとさらに拡大し、サプライチェーン全体での人権尊重に向けた取り組みを推進していきます。

【重要人権課題特定のプロセス】

- **Step1 自社の事業全体像の整理**
 - 自社の事業を対象に、業務内容や関連するステークホルダー等を把握・整理しました。
- **Step2 人権課題の抽出**
 - 国際的な人権ガイドラインや業界内の人権リスク事例、当社関係部署へのヒアリング内容等を考慮して、自社の事業領域における顕在的または潜在的な人権課題を抽出しました。
- **Step3 人権リスク評価・特定**
 - 抽出した人権課題に対し、「深刻性」と「発生可能性」の観点から人権リスク評価を実施し、自社にとって特に重要な人権課題を特定しました。

【重要人権課題】

- ・ 過剰・不当な労働時間
- ・ 労働安全衛生
- ・ ハラスメント
- ・ 差別
- ・ 外国人労働者の権利
- ・ 最終利用者の安全
- ・ 紛争地域からの調達
- ・ 人権リスクの高い国との関係

4. 苦情処理メカニズムの構築

当社では、人権を含む企業倫理に反する問題を早期に把握し、適切に対応するため、当社従業員が利用できる内部通報窓口において、人権侵害に関する通報・相談も受け付けています。また、パワハラ、セクハラなどの各種ハラスメントについては、防止規程を整備するとともに、専用の相談窓口を設置しています。

各窓口で受け付けた通報・相談については、秘密保持を徹底するとともに、通報・相談を行ったことにより通報者・相談者が不利益を被ることのないよう、体制を整えております。各通報・相談内容は社内の担当部署にて精査し、関連部署と連携して調査を実施した上で、是正策の検討や再発防止に向けた対応を進めています。

以上